

第拾五工場釀造工規約

一、本規約は、本工場に勤務する労働者の権利義務を定めることとする。

二、労働者は、本規約に同意し、遵守する義務を負ふ。

三、労働者は、本工場の業務に従事するに當り、誠實に職務を履行し、品質の向上に努め、生産性の向上に寄与する義務を負ふ。

四、労働者は、本工場の設備を保護し、安全に業務に従事する義務を負ふ。

五、労働者は、本工場の規則を遵守し、業務上の秘密を保持する義務を負ふ。

六、労働者は、本工場の業務に支障を及ぼす行為をなすことを禁ぜらる。

七、労働者は、本工場の業務に支障を及ぼす行為をなした場合は、懲戒を受けることとなる。

八、労働者は、本工場の業務に支障を及ぼす行為をなした場合は、解雇されることとなる。

九、労働者は、本工場の業務に支障を及ぼす行為をなした場合は、損害賠償を請求されることとなる。

十、本規約は、本工場の業務に支障を及ぼす行為をなした場合は、適用されることとなる。

